

政策 44

地域特性に合ったまちづくりを進める

まちは、その地域に暮らす人がみんなで創っていくものです。まちづくりを進めるに当たっては、区民・事業者の声を取り入れていくことが大切であることから、区民・事業者・区が一体となってまちづくりを進めていくための仕組みや、快適に生活を送るためのルールなどが整備され、それらが守られている状態をめざします。

- 練馬区まちづくり条例に基づく、区民の自主的なまちづくり活動への支援
- 都市計画への住民参加の促進
- 都市計画マスタープランの運用
- 景観のルールに関する方針の策定

《施策の成果を測る指標（モノサシ）と、5年後の「みんなでめざそう値（目標値）」》

指 標	16年度実績	22年度目標	方 向
まちづくりセンターの利用件数	—	2,400件	↑
練馬区まちづくり条例における開発調整の手続きが順調に進められた件数の割合	—	30%	↑
地区まちづくり計画に基づき用途地域等を変更した地区（累計）	—	5か所	↑
「敷地面積の最低限度」、「高さの最高限度」を設定する地区（累計）	—	6,712ha (18年度)	↑
景観法を生かした実効性のあるルールづくり（区全域の景観方針、景観計画、景観条例の策定）（累計）	—	100% (20~21年度)	↑



《長期計画事業》

計画事業名	平成22年度末 目標	平成17年度末 現況	5年間の 事業量	事業費 (百万円)
まちづくりセンターの設置	1か所	—	1か所	0